

政令第三十四号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第十七条第五項及び第十七条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次条」の下に「及び第八条」を加える。

第四条第三号、第六条第四号及び第七条第四号中「名称」を「氏名又は名称」に改める。

第八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「名称」を「氏名又は名称及び連絡先」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 管理運用法人役職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（当該日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
ロ 再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先の金融事業者に対し、最初に当該再就職先の金融事業者の地位に就くことを要求した日
第八条に次の一号を加える。

十一 離職後の就職の援助（最初に管理運用法人役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（以下「新令」という。）第八

条（第四号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「法」という。）第十七条の二の規定による届出について適用し、施行日前にされた同条の規定による届出については、なお従前の例による。

2 施行日前における管理運用法人役職員（法第十五条第一項に規定する管理運用法人役職員をいう。以下同じ。）としての在職中に、再就職先の金融事業者（法第九条第二項第一号に規定する金融事業者をいう。以下同じ。）に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した法第十七条の二に規定する者に対する新令第八条の規定の適用については、同条第四号中「早い日」とあるのは、「早い日（年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十四号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

3 施行日前に離職後の就職の援助（最初に管理運用法人役職員となった後に行われたものに限る。）を受けた法第十七条の二に規定する者に対する新令第八条の規定の適用については、同条第十一号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平

成三十年政令第三十四号)の施行の日以後に」とする。